

令和6年第3回
教育委員会定例会議案

多賀城市教育委員会

令和6年第3回教育委員会定例会議事日程

令和6年3月21日（木）

午後5時45分 開会

多賀城市役所北庁舎 N502会議室

日程第1 前回議事録の承認について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 諸般の報告

事務事業等の報告

日程第4 議 事

(1) 議案第4号 令和6年度多賀城市教育基本方針及び教育重点目標について

(2) 議案第5号 多賀城市公民館管理規則等の一部を改正する規則について

(3) 議案第6号 職員の人事について

日程第5 その他

諸 般 の 報 告

令和6年第2回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

■教育総務課関係

2月6日から3月7日まで31日間の会期で開催された「令和6年第1回多賀城市議会定例会」が閉会し、教育委員会関係議案を含め提出された議案はすべて可決されました。

3月18日、「市議会全員協議会」が開催され、教育長、教育部長等が出席しました。

3月19日、「仙台管内教育委員会教育長会議」が仙台市で開催され、教育長が出席しました。

市立小中学校の「卒業式」は、3月9日に中学校で、3月15日に小学校で、4年振りに新型コロナウイルス感染症拡大前の形により執り行いました。

令和6年度の市立小中学校の「入学式」は、小中学校とも4月8日に執り行う予定です。

■生涯学習課関係

3月8日、社会教育委員会議を開催し、教育長、生涯学習課長が出席しました。

3月12日、図書館運営審議会を開催し、教育長、教育部長、生涯学習課長が出席しました。

3月2日、3日の2日間、「文化センターまつり」を開催しました。「展示部門」で16団体、舞台部門で12団体が参加し、延べ684名が来場しました。

前回定例会以降に実施した主な社会教育事業等は、別表のとおりです。

■文化財課関係

3月15日、国の文化審議会から多賀城碑を国宝に、市内遺跡出土の漆紙文書・木簡を重要文化財に指定する旨の答申を受け、宮城県知事及び多賀城市長が共同で報道発表を行いました。

(別表) 社会教育事業等の開催状況

(令和6年3月14日現在)

○市民会館（指定管理）

開催日	内容	参加者数	会場
2月23日	主催事業「WAKU☆WAKU☆プロジェクト2023 みんなで創る、リーディング演劇成果発表会」	34名	市会
3月9日	共催事業「大誘拐」	800名	市会

3月10日	主催事業「回廊アートプロジェクト2023・冬 マスターピースコンサート」	76名	市会
-------	---	-----	----

○中央公民館

開催日	内容	参加者数	会場
2月25日	子ども映画会（みんなの童話 ほか）	92名	市会

○山王地区公民館

開催日	内容	参加者数	会場
2月24日	成人教育事業「おうちでバレトン・ポルドブラ」 講師：沼田清美氏 ※中央公民館、大代地区公民館との合同事業（オンライン講座）	17名	山公
2月28日	青少年教育事業「お箏の体験教室」 講師：市芸術文化協会 お箏サークル 洋	3名	山公
3月2日	成人教育事業「多賀城の歴史遺産講座 創建1300年編」 講師：埋蔵文化財調査センター研究員	14名	山公
3月9日	地域交流事業「ケアブレンドカフェ山王地区公民館」 主管：NPO法人ケアブレンド、協力学校：東北福祉大学、仙台三高	54名	山公

○大代地区公民館（指定管理）

開催日	内容	参加者数	会場
2月17日	成人教育事業「おうちでバレトン・ポルドブラ」 講師：沼田清美氏 ※中央公民館、山王地区公民館との合同事業（オンライン講座）	17名	大公
2月22日	成人教育事業「メタバースツアー」（オンライン）	2名	大公
2月25日	地域交流事業「ていざんカフェテリア」 協力団体：大代5区婦人会、大代地区コミュニティ推進協議会	70名	大公
3月3日	家庭教育事業「親子料理教室 ひな祭り 親子でキャラ弁づくり」 講師：大代地区食生活改善推進協議会	12名	大公
3月7日	地域交流事業「集いの広場（体育館開放）」	13名	大公

○市立図書館（指定管理）

開催日	内容	参加者数	会場
2月10日～ 3月11日	多賀城市の歴史・災害・文学を学ぶ「段ボールジオ ラマ」展示	—	市図
2月21日	「英語の本を楽しもう 英語多読サロン」	3名	市図
2月24日	「キッズクラフト「紙皿でおひなさま飾り」をつく ろう」	7名	市図
2月24日	「おいしい科学実験教室 サイエンスパーティー」	10名	市図
2月25日	「気軽にアート体験 artdrop名画塗り絵ワークシ ョップ」	8名	市図
2月25日	「暮らしによりそう花と緑のワークショップ ミモ ザの三日月リース」 講師：株式会社 多賀城フラワー	12名	市図
2月29日	「おやこが笑顔になるキッズマッサージとふれあい 遊び」 講師：チャイルドケアスペシャリスト 遠藤しのぶ氏	8名	市図
3月1日	「シェイクスピアと方言」 講師：シェイクスピアカンパニー 下館和巳氏、 多賀城自由大学 津川登昭 氏	18名	市図
3月6日	「大人のワークショップ ボディメイク 正しい身体の使い方ストレッチ」 講師：インストラクター 宮里博子氏	9名	市図
3月6日	「英語の本を楽しもう 英語多読サロン」	5名	市図
3月9日	「親子クラフト教室 可愛いコケ玉を作ろう」 講師：はなゆう仙台	8名	市図
3月10日	「きっかけのきっかけトーク」 講師：manaco共同代表 中野柊一郎氏、 尚綱学院大学4年 佐々木湧雅 氏	24名	市図
3月10日	「親子で一緒に 図書館探検隊！」	4名	市図
3月10日	「米袋バッグクラフト」 講師：クラフト工房C+ 伊藤智恵子氏	7名	市図

○総合体育館（指定管理）

開催日	内容	参加者数	会場
2月20日、 23日、 3月5日	社会体育事業「健康・スポーツ相談室」 講師：株式会社activebody	4名	総体
2月23日	社会体育事業「スポーツ活動研修会Ⅱ」 講師：さくらメディカル接骨院 中島晴彦氏	9名	総体
2月25日	社会体育事業「おとなの朝活（ヨガ）」	17名	総体
2月25日	社会体育事業「おとなの朝活（トレーニング）」	11名	総体
2月21日～ 2月29日	地域スポーツ指導者派遣事業 申請団体：桜木東町内会、桜木保育所、多賀城水泳協会	58名	市内
2月20日～ 3月7日 (計7回)	健康長寿課委託事業「健康ストレッチ教室」	177名	ヘルス 市会 山公 大公

【凡例】

中公：中央公民館 山公：山王地区公民館 大公：大代地区公民館
 市会：市民会館 市図：市立図書館 総体：総合体育館
 ヘルス：シルバーヘルスプラザ

令和6年3月21日提出

多賀城市教育委員会
 教育長 麻生川 敦

議案第4号

令和6年度多賀城市教育基本方針及び教育重点目標に
ついて

このことについて、別紙のとおり定める。

令和6年3月21日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

多賀城市教育基本方針

教育基本法の精神に基づき、ひろい心、健やかな体、豊かな人間性と創造力を備えた児童生徒の育成を目指し、幅広い知識と教養を身に付け、真理と正義を求める心を持ち、自主・自律と公共の精神に満ちた人格の形成を図る。

あわせて、市民が「日々のよろこびふくらむまち 史都 多賀城」の実現に向け、夢と希望が輝く、誰もが成長できるまちづくりのために活動できる環境整備に努める。

令和6年度教育重点目標

1 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上

子どもの健全な育成のためには、学校、家庭、地域などの多様な主体がそれぞれの特性・能力を生かしながら、互いを尊重しつつ、対等な立場で協力しあい、ともにその環境づくりに取り組んでいく必要がある。

地域学校協働本部と学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を両輪として地域と学校との協働をより一層推進することで、学校と地域住民等が目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を目指す。

このため、次の施策を行う。

(1) 学校・家庭・地域の教育連携・協働の推進

- ア 地域学校協働本部を中心とした、地域学校協働活動のより一層の連携・情報共有
- イ 学校支援活動の実施及び学校支援ボランティアの育成、活動支援
- ウ 地域教育力向上事業の実施（防災キャンプ等）
- エ 放課後子ども教室の実施及び運営スタッフの育成、活動支援
- オ 家庭教育支援チーム等と連携しながら家庭教育事業の実施

(2) 青少年の健全育成

- ア 街頭巡回指導の実施
- イ ジュニアリーダー、次世代リーダーの育成支援
- ウ 青少年活動団体への補助
- エ 成人式～二十歳を祝う会～の実施

2 学校教育の充実

これまでの社会は、明確な課題に対して何が正解かを迅速に判断することが求められ、教育も正解は何かを求める形が主流で進められた。しかし、科学技術は急激に変化し、AIが近い将

来現在の仕事を奪うとの予測が実感されるほど、社会のありようは激変を続け、未来は混沌としている。

このような社会の課題解決は、正解が未知の中、正解が複数あるのではないかと思われることから、自分や自分を含めた皆が領ける解＝納得解を生み出していく学びが強く求められる。また、デジタル技術の浸透により、あらゆる場でのDXが進められていることから、日々変化する社会における新たな教育の在り方について、真摯な対応が求められる。

学校現場では、これまで磨き上げてきた指導スキルを活かしつつ、一方向の一斉授業を改め、主体的対話的で深い学びへ改革する取組みが行われてきたが、未だに一斉授業から離れられなかったり、新しい学びの理解が十分ではなかったりする授業も散見され、学校における学習指導に関する意識改革を具体的に進める方策が必要である。また、家庭・地域に向けて、学校がめざす教育の具体的な姿を発信すると同時に、理解を進める手立てが必要である。

市教育委員会は、そのめざす姿と方向性をもとに、多賀城市教育振興計画を基盤に、子どもたちがこれからの時代を主体的に生き抜き、よりよい未来の創り手となれるよう、以下の施策を進めていく。

未来に向かう学びの基本方針

- 一人一人が夢中になり、没頭できる授業づくり
- 心理的安全性のある学校づくり
- デジタル・シチズンシップの授業づくり

(1) 未来を生きる確かな学力育成のための授業改革

- ア 授業改善を図るための授業の根幹となる評価基準の共有と児童生徒への目標としての提示
- イ 「子どもたちの学びの状況を客観的に把握した事実」に基づいた授業改善
- ウ 個別最適な支援を行うための「多層的な支援」(※注1)の実現
- エ 自立の基礎を養う「スタートカリキュラム」(※注2)の適切な運営と実態に即した改善
- オ 学校・地域の特色を生かした探求型の学習の位置づけ
- カ 主体的な課題解決ツールとして小学校高学年までにICTの文具化の実現
- キ 自らの命、他者の命を守る防災教育の推進

(2) 未来を生きる豊かな心の育成

- ア 児童生徒の心理的安全性の実現
- イ 一人に任せずチームで取り組む生徒指導の徹底
- ウ 様々な教育のニーズに対応する全職員・全教室における特別支援教育の充実
- エ 学校内外の多様な学びの場・居場所との連携・協働の実現
- オ 福祉部署・福祉関連機関との連携による家庭への啓発、家庭との協働

(3) 健やかな体の育成

- ア 感染症に対する理解と主体的な感染予防習慣の徹底
- イ 自分に合った運動との出会いの機会の創設と適切な運動習慣の確立
- ウ 健康と安全に関する自己管理能力の育成と基本的生活習慣の形成
- エ 給食センターと学校の連携による食育の推進

(4) 教育環境の保全と運営

- ア 「地域とともにある学校」をめざす学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設置
- イ 各種支援員との適切な連携体制の確立

- ウ 教育改革と教職員の働き方改革の一体的な推進
- エ 未来に向けた部活動の在り方に関する検討と方針作成
- オ 学校施設の計画的な整備と日常・定期点検に基づく適切な修繕
- カ 小中学校通学区域の適正化
- キ 学校給食に係るハード、ソフト両面の安全確保
- ク 学校外の機関の専門性との連携による、より良い教育の推進

(※注1)

- ・多層型支援システムの理解と授業のユニバーサルデザイン化
- ・学年によるケース会議の設定

(※注2)

- ・ひらがな音読調査（スクリーニング検査）の実施と活用
- ・実態や特性に応じた学習活動の位置づけ
- ・生活科を中心とした合科的、関連的な指導

3 生涯学習の推進

社会環境が大きく変化する中であって、賢く、楽しく、生きがいを持って暮らすためには、生涯を通じた学びにより、「生活の質」を高めていくことが大切である。そのため、生涯学習の拠点となる公民館や図書館などの社会教育施設においては、市民が学び、また、それを通じて交流する場としてふさわしい管理を行っていく。

また、多様な学びのニーズに対応した学習メニューを用意するとともに、利用者が自らの課題に気づき、解決する学びを支援することにより、その学習成果を適切に生かすことのできる知の循環型社会の形成を推進する。

指定管理者制度を導入している生涯学習施設においては、民間企業や地域の市民団体の強みを生かし、「学び」の深化を目指す。

このため、次の施策を行う。

(1) 学びと成果発表の機会の確保

- ア 公民館等における社会教育講座の開催
- イ 図書館における読書と学習の場の提供、各種イベントの開催
- ウ 視聴覚ライブラリーの運営
- エ 子どもの読書を促進する学校図書館の支援
- オ 学習の成果発表の機会となる文化センターまつり、山王地区公民館まつり、大代地区公民館まつりの開催
- カ 生涯学習活動を支援するための生涯学習活動費への補助
- キ 生涯学習団体等への補助

(2) 文化芸術の振興

- ア 文化センター等における芸術鑑賞機会の提供
- イ 市民音楽祭等の音楽イベントの実施
- ウ 文化芸術振興団体等への補助

(3) 生涯学習施設の運営

- ア 施設・設備の適正な維持管理
- イ 利用者サービスの充実

4 スポーツの振興

市民の健全な心身と健康の保持・増進を図るため、スポーツ活動を促進し、多種目・多世代・多目的で作る市民スポーツ社会を実現する。そのため、総合型地域スポーツクラブとの連携・協力により、多様なスポーツ事業を実施し、人と人との交流や地域間の交流をとおし、活気あふれる元気なまちづくりを推進する。

このため、次の施策を行う。

(1) スポーツ機会の充実

- ア 社会体育施設等におけるスポーツ教室等の開催
- イ 学校施設を開放してスポーツ振興を図る学校開放の実施
- ウ 全日本実業団対抗女子駅伝競走大会の運営支援

(2) 社会体育施設等の保全と運営

- ア 施設・設備の適正な維持管理
- イ 利用者サービスの充実

5 文化財の保存と活用

本市の大きな財産である文化財が次の世代に継承され、市民が市の歴史や文化を身近に感じることができるまちづくりを推進するため、特別史跡や名勝の適切な保存管理に努めるとともに、市内文化財の整備と活用を図り、認知度の向上を図る。

震災復興のシンボルである多賀城南門等復元整備事業及び周辺整備事業については、多賀城創建1300年、令和6年度の事業完了に向け、南門と一体的に整備する築地塀等の工事を進めるとともにガイダンス施設の建設に取り組む。

特別史跡多賀城跡附寺跡保存活用計画策定事業については、文化財保護法の改正に伴う文化財の活用という新たな視点を含めながら、特別史跡全体の保存、管理、活用、整備について、次期計画の策定を推進する。

歴史遺産保全・発信事業については、多賀城創建1300年に向けて関連性のある企画展を継続的に開催し、本市の文化財の魅力を広く発信することで交流人口の増加を図るとともに、市民が歴史と文化財に触れる機会の充実に取り組む。

特別史跡の保存管理については、良好な史跡景観を維持するため、引き続き適切な管理を行う。

名勝「おくのほそ道の風景地」である興井の整備については、関係各課と連携の上、引き続き水質改善の維持を図り、環境保全を推進する。

宅地造成や住宅建築等に伴う発掘調査については、住民等のニーズに迅速に対応し、文化財保護法に基づく適正な埋蔵文化財の記録、保存を行う。

文化財の普及啓発については、展示会・講座や体験学習等、ニーズに応じた企画を開催し、市民が文化財に触れる機会の充実に取り組む。

このため、次の施策を行う。

(1) 文化財の調査・保存の推進

- ア 埋蔵文化財の発掘調査の推進
- イ 特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画に基づく公有化の実施
- ウ 地域との連携による史跡地内の景観保全の推進

(2) 文化財の積極的な活用促進

- ア 特別史跡多賀城跡附寺跡の整備促進とまちづくりへの活用の検討
- イ 名勝「おくのほそ道の風景地」及び市指定文化財の活用検討

(3) 文化財の普及啓発の推進

- ア 子どもたちの歴史的な体験学習機会や市民が文化財に触れる機会の充実
- イ 市の歴史・文化の魅力を広く伝える展示会、講座や出前学習等の充実

多賀城市教育基本方針

教育基本法の精神に基づき、ひろい心、健やかな体、豊かな人間性と創造力を備えた児童生徒の育成を目指し、幅広い知識と教養を身に付け、真理と正義を求める心を持ち、自主・自律と公共の精神に満ちた人格の形成を図る。

あわせて、市民が「日々のよろこびふくらむまち 史都 多賀城」の実現に向け、夢と希望が輝く、誰もが成長できるまちづくりのために活動できる環境整備に努める。

令和5-6年度教育重点目標

1 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上

子どもの健全な育成のためには、学校、家庭、地域などの多様な主体がそれぞれの特性・能力を生かしながら、互いを尊重しつつ、対等な立場で協力しあい、ともにその環境づくりに取り組んでいく必要がある。

地域学校協働本部と学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を両輪として地域と学校との協働をより一層推進することで、学校と地域住民等が目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を目指す。

このため、次の施策を行う。

(1) 学校・家庭・地域の教育連携・協働の推進

ア⊕ 地域学校協働本部を **中心とした設立**し、地域学校協働活動のより一層の連携・情報共有

イ⊕ 学校支援活動の実施及び学校支援ボランティアの育成、活動支援

ウ⊕ 地域教育力向上事業の実施（防災キャンプ等）

エ⊕ 放課後子ども教室の実施及び運営スタッフの育成、活動支援

オ⊕ 家庭教育支援チーム等と連携しながら家庭教育事業の実施

(2) 青少年の健全育成

ア⊕ 街頭巡回指導の実施

イ⊕ ジュニアリーダー、次世代リーダーの育成支援

ウ⊕ 青少年活動団体への補助

エ⊕ 成人式～二十歳を祝う会～の実施

2 学校教育の充実

これまでの社会は、明確な課題に対して何が正解かを迅速に判断することが求められ、教育

も正解は何かを求める形が主流で進められた。しかし、科学技術は急激に変化し、AIが近い将来現在の仕事を奪うとの予測が実感されるほど、社会のありようは激変を続け、未来は混沌としている。

このような社会の課題解決は、正解が未知の中、正解が複数あるのではないかとと思われることから、自分や自分を含めた皆が領ける解＝納得解を生み出していく学びが強く求められる。また、デジタル技術の浸透により、あらゆる場でのDXが進められていることから、日々変化する社会における新たな教育の在り方について、真摯な対応が求められる。

学校現場では、これまで磨き上げてきた指導スキルを活かしつつ、一方向の一斉授業を改め、主体的対話的で深い学びへ改革する取組みが行われてきたが、未だに一斉授業から離れられなかったり、新しい学びの理解が十分ではなかったりする授業も散見され、学校における学習指導に関する意識改革を具体的に進める方策が必要である。また、家庭・地域に向けて、学校がめざす教育の具体的な姿を発信すると同時に、理解を進める手立てが必要である。

市教育委員会は、そのめざす姿と方向性をもとに、多賀城市教育振興計画を基盤に、子どもたちがこれからの時代を主体的に生き抜き、よりよい未来の創り手となれるよう、以下の施策を進めていく。

未来に向かう学びの基本方針

- 一人一人が夢中になり、没頭できる授業づくり
- 心理的安全性のある学校づくり
- デジタル・シチズンシップの授業づくり

(1) 未来を生きる確かな学力育成のための授業改革

- ア 授業改善を図るための授業の根幹となる評価基準の共有と児童生徒への目標としての提示
- イ 「子どもたちの学びの状況を客観的に把握した事実」に基づいた授業改善
- ウ 個別最適な支援を行うための「多層的な支援」(※注1)の実現
- エ 自立の基礎を養う「スタートカリキュラム」(※注2)の適切な運営と実態に即した改善
- オ 学校・地域の特色を生かした探求型の学習の位置づけ
- カ 主体的な課題解決ツールとして小学校高学年までにICTの文具化の実現
- キ 自らの命、他者の命を守る防災教育の推進

(2) 未来を生きる豊かな心の育成

- ア 児童生徒の心理的安全性の実現
- イ 一人に任せずチームで取り組む生徒指導の徹底
- ウ 様々な教育のニーズに対応する全職員・全教室における特別支援教育の充実
- エ 学校内外の多様な学びの場・居場所との連携・協働の実現
- オ 福祉部署・福祉関連機関との連携による家庭への啓発、家庭との協働

(3) 健やかな体の育成

- ア 感染症に対する理解と主体的な感染予防習慣の徹底
- イ 自分に合った運動との出会いの機会の創設と適切な運動習慣の確立
- ウ 健康と安全に関する自己管理能力の育成と基本的生活習慣の形成
- エ 給食センターと学校の連携による食育の推進

(4) 教育環境の保全と運営

- ア 「地域とともにある学校」をめざす学校運営協議会(コミュニティ・スクール)の設置

イ 各種支援員との適切な連携体制の確立

ウ 教育改革と教職員の働き方改革の一体的な推進

エ 未来に向けた部活動の在り方に関する検討と方針作成

オ 学校施設の計画的な整備と日常・定期点検に基づく適切な修繕

カ 小中学校通学区域の適正化

キ 学校給食に係るハード、ソフト両面の安全確保

ク 学校外の機関の専門性との連携による、より良い教育の推進

(※注1)

・多層型支援システムの理解と授業のユニバーサルデザイン化

・学年によるケース会議の設定

(※注2)

・ひらがな音読調査（スクリーニング検査）の実施と活用

・実態や特性に応じた学習活動の位置づけ

・生活科を中心とした合科的、関連的な指導

本市では、目まぐるしい社会情勢の変化を捉え、自ら未来を予測し、地球規模で物事を考えるとともに、他者や社会に思いを寄せ、多様性を尊重しながらチームで課題解決に取り組むことができる子どもたちを育むため、児童生徒が「確かな学力」を身につけ、「豊かな心」を育み、「健やかな体」を養うことで、安全・安心な学校生活を送ることができるよう、各施策を実施する。

学びの質の向上を図るため、子どもの「安心・居場所感」「学びへの夢中・没頭」を2つの柱とし、学校や教員が最適な学校運営や授業づくりを行うことができるよう学力向上の取組を継続して実施する。

また、児童生徒一人ひとりの「個別最適な学び」と「協働的な学び」の要素を組み合わせながら一体的に充実させるため、「GIGAスクール構想」の実現に向け、児童生徒の情報活用能力の育成を図り、デジタル・シティズンシップ教育を推進する。

子どもの権利を尊重し多様性を包摂するとともに、子どもアドボカシーの理念のもと、さまざまな課題を抱えた子どもたちやその世帯を支援することができるよう「たがじょう子どもの心のケアハウス」を中心に、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーと連携しながら、児童生徒の不登校やいじめ、心のケア等、幅広く支援を行う。

また、特別な教育的支援を必要とする児童生徒が適切な支援を受けることができるよう、保幼小連携の強化、教育相談の充実及び教員のアセスメントスキルの向上を図り、早期対応と切れ目のない支援を行う体制を強化するとともに、各種支援員等の継続配置や専門機関との密接な連携により、個に応じたきめ細かな指導を推進する。

教育環境の保全と運営を図るため、令和2年度に策定した多賀城市学校施設等長寿命化計画に基づき、学校施設の老朽化対策を計画的に推進するとともに、学校生活や授業等に支障が生じることがないように定期的な点検を行い、不具合箇所の早期発見、早期対応に努める。

また、通学距離や学校規模の適正化及び安全確保を図るため、小中学校の通学区域の見直しを検討する。

さらに、前述した地域学校協働本部の取組と併せて、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を設置し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」をよ

~~り一層推進する。~~

~~このため、次の施策を行う。~~

~~(1) 確かな学力の育成~~

~~ア 多賀城ふるさと学習の推進 ～多賀城を知り多賀城を語り、多賀城を誇りに思う子どもの育成～~~

- ~~○ ふるさとの自然、歴史的文化財、伝統文化等の地域素材の積極的活用~~
- ~~○ 副読本「私たちの多賀城」、「命をまもり 未来をひらく」の活用~~
- ~~○ 友好都市との交流による学習の深化~~
- ~~○ 立地企業や大学との連携による、体験型科学教育、キャリア教育の推進~~

~~イ 学びの質の向上（宮城県学力向上マネジメント支援事業）~~

- ~~○ 子ども一人ひとりの「安心感・居場所感」の形成~~
 - ~~・ 聴き合う関係づくりを生かした聴く力の育成~~
 - ~~・ 自然体験、文化芸術体験等、体験学習の工夫と充実~~
 - ~~・ 対人関係ゲームやMAP（みやぎアドベンチャープログラム）の活用~~
 - ~~・ 発達性ディスレクシアのスクリーニング調査（読み書きの特性についての調査）の実施~~
 - ~~・ 合理的な配慮に関する理解の推進~~
- ~~○ 子ども一人ひとりが夢中になり没頭できる学びの創造~~
 - ~~・ 子どもが主体となって活動する場面を大切にした学びの充実~~
 - ~~・ 教員と子ども、子ども同士の対話がつながり、広がり、深まる学びの充実~~
 - ~~・ 取り組み甲斐のある課題の設定（探究的な学習）~~
 - ~~・ 二学期制を生かした、主体的な学びを推進するカリキュラムマネジメント~~
 - ~~・ 教職員の主体的・協働的な学習を進める支援技術の向上を図る研修の推進~~
 - ~~・ 教職員の主体的な研修を支える同僚性の向上~~
- ~~○ 家庭との連携を図った学習意欲の醸成と学習習慣の確立~~

~~ウ 未来を開く教育の推進~~

- ~~○ GIGAスクール構想の推進~~
 - ~~・ プログラミング教育の推進とタブレット端末の活用推進~~
 - ~~・ 児童生徒の発達段階に応じたタブレット等の基本的な操作スキルの定着~~
 - ~~・ 情報モラル教育の推進~~
- ~~○ デジタル技術の利用を通じて、社会に積極的に関与し参加する学びの創造~~
 - ~~・ デジタル・シティズンシップの学習への位置付け~~
 - ~~・ デジタル・シティズンシップの研修支援~~
- ~~○ 震災を教訓とした防災教育の推進~~
 - ~~・ 地域と共有し、共に創る学校危機管理体制~~
 - ~~・ 東北大学災害科学国際研究所、多賀城高等学校災害科学科との連携~~
 - ~~・ 副読本「命をまもり 未来をひらく」の活用~~
- ~~○ 英語教育の充実と教職員の実践型研修の推進~~

~~(2) 豊かな心の育成~~

- ~~○ 一人も取り残さない支援教育による支えあう学校づくり~~
 - ~~・ スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等との連携協働~~

- ・科学的知見による児童生徒理解の推進
- ・校内支援チームの設定とケース会議の位置付け
- ・支えあう学級づくりを進める学級システム整備と集団づくり
- ・切れ目のない教育相談を可能とするシステムづくり
- 子どもたちが選択できる多様な居場所の設定
 - ・学び支援教室、「たがじょう子どもの心のケアハウス」の充実
- 規範意識・自己肯定感や自尊心を高める道德教育の推進
- 子どもの権利を尊重し、子どもの声を聴き、「語りかけて励まし、認めて育てる」、心のかよいあう生徒指導の推進
- 福祉部署との連携による虐待防止等合同研修会の実施

~~(3) 健やかな体の育成~~

- 児童生徒等の健康診断の実施、学校保健会活動の支援
- 様々な感染症に対する感染予防習慣の徹底
- 適切な運動習慣の確立
- 健康と安全に関する自己管理能力の育成と基本的な生活習慣の形成
- 給食センターと学校の連携による食育の推進

~~(4) 教育環境の保全と運営~~

- 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設置
- 各種支援員等の適切な配置
- 教職員の働き方改革の推進
- 部活動の地域移行に向けた検討
- 安全で安心して学ぶことのできる学校施設の計画的な整備と日常・定期点検に基づく適切な修繕
- 小中学校通学区域の適正化
- 学校給食に係るハード、ソフト両面の安全確保

3 生涯学習の推進

社会環境が大きく変化する中であって、賢く、楽しく、生きがいを持って暮らすためには、生涯を通じた学びにより、「生活の質」を高めていくことが大切である。そのため、生涯学習の拠点となる公民館や図書館などの社会教育施設においては、市民が学び、また、それを通じて交流する場としてふさわしい管理を行っていく。

また、多様な学びのニーズに対応した学習メニューを用意するとともに、利用者が自らの課題に気づき、解決する学びを支援することにより、その学習成果を適切に生かすことのできる知の循環型社会の形成を推進する。

~~文化センターの改修工事を引き続き実施し、多賀城創建1300年事業に向けての文化交流拠点としての機能強化、また、災害時の避難所としての機能強化を図る。~~

指定管理者制度を導入している生涯学習施設においては、民間企業や地域の市民団体の強みを生かし、「学び」の深化を目指す。

このため、次の施策を行う。

(1) 学びと成果発表の機会の確保

- ア⊖ 公民館等における社会教育講座の開催
 - イ⊖ 図書館における読書と学習の場の提供、各種イベントの開催
 - ウ⊖ 視聴覚ライブラリーの運営
 - エ⊖ 子どもの読書を促進する学校図書館の支援
 - オ⊖ 学習の成果発表の機会となる文化センターまつり、山王地区公民館まつり、大代地区公民館まつりの開催
 - カ⊖ 生涯学習活動を支援するための生涯学習活動費への補助
 - キ⊖ 生涯学習団体等への補助
- (2) 文化芸術の振興
- ア⊖ 文化センター等における芸術鑑賞機会の提供
 - イ⊖ 市民音楽祭等の音楽イベントの実施
 - ウ⊖ 文化芸術振興団体等への補助
- (3) 生涯学習施設の運営
- ア⊖ 施設・設備の適正な維持管理
 - イ⊖ 利用者サービスの充実
 - ~~文化センターの改修工事~~

4 スポーツの振興

市民の健全な心身と健康の保持・増進を図るため、スポーツ活動を促進し、多種目・多世代・多目的で作る市民スポーツ社会を実現する。そのため、総合型地域スポーツクラブとの連携・協力により、多様なスポーツ事業を実施し、人と人との交流や地域間の交流をとおり、活気あふれる元気なまちづくりを推進する。

このため、次の施策を行う。

(1) スポーツ機会の充実

- ア⊖ 社会体育施設等におけるスポーツ教室等の開催
- イ⊖ 学校施設を開放してスポーツ振興を図る学校開放の実施
- ウ⊖ 全日本実業団対抗女子駅伝競走大会の運営支援

(2) 社会体育施設等の保全と運営

- ア⊖ 施設・設備の適正な維持管理
- イ⊖ 利用者サービスの充実

5 文化財の保存と活用

本市の大きな財産である文化財が次の世代に継承され、市民が市の歴史や文化を身近に感じることができるまちづくりを推進するため、特別史跡や名勝の適切な保存管理に努めるとともに、市内文化財の整備と活用を図り、認知度の向上を図る。

震災復興のシンボルである多賀城南門等復元整備事業及び周辺整備事業については、多賀城創建1300年、令和6年度の事業完了一般公開に向け、南門と一体的に整備する築地堀等の工事を進めるとともにガイダンス施設の建設に取り組む。

特別史跡多賀城跡附寺跡保存活用計画策定事業については、文化財保護法の改正に伴う文化財の活用という新たな視点を含めながら、特別史跡全体の保存、管理、活用、整備について、

次期計画の策定を推進する。

歴史遺産保全・発信事業については、多賀城創建1300年に向けて関連性のある企画展を継続的に開催し、本市の文化財の魅力を広く発信することで交流人口の増加を図るとともに、市民が歴史と文化財に触れる機会の充実に取り組む。

特別史跡の保存管理については、良好な史跡景観を維持するため、引き続き適切な管理を行う。

名勝「おくのほそ道の風景地」である興井の整備については、関係各課と連携の上、引き続き水質改善の維持を図り、環境保全を推進する。

宅地造成や住宅建築等に伴う発掘調査については、住民等のニーズに迅速に対応し、文化財保護法に基づく適正な埋蔵文化財の記録、保存を行う。

文化財の普及啓発については、展示会・講座や体験学習等、ニーズに応じた企画を開催し、市民が文化財に触れる機会の充実に取り組む。

このため、次の施策を行う。

(1) 文化財の調査・保存の推進

ア⊖ 埋蔵文化財の発掘調査の推進

イ⊖ 特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画に基づく公有化の実施

ウ⊖ 地域との連携による史跡地内の景観保全の推進

(2) 文化財の積極的な活用促進

ア⊖ 特別史跡多賀城跡附寺跡の整備促進とまちづくりへの活用の検討

イ⊖ 名勝「おくのほそ道の風景地」及び市指定文化財の活用検討

(3) 文化財の普及啓発の推進

ア⊖ 子どもたちの歴史的な体験学習機会や市民が文化財に触れる機会の充実

イ⊖ 市の歴史・文化の魅力を広く伝える展示会、講座や出前学習等の充実

議案第5号

多賀城市公民館管理規則等の一部を改正する規則について

多賀城市公民館管理規則等の一部を改正する規則を次のとおり制定するものとする。

令和6年3月21日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

多賀城市公民館管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

多賀城市教育委員会

多賀城市教育委員会規則第 号

多賀城市公民館管理規則等の一部を改正する規則

(多賀城市公民館管理規則の一部改正)

第1条 多賀城市公民館管理規則(昭和52年多賀城市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「使用許可書(様式第2号)」を「使用許可書兼納入通知書(様式第2号)」に改める。

第12条第1項各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

この場合において、免除する額に10円未満の端数が生じたときは、その端数は、切り捨てる。

様式第1号から様式第4号までを次のように改める。

使用許可申請書

多賀城市教育委員会 殿

次のとおり使用したいので申請します。

	団体名		利用者番号	
	申請者	名前 住所 電話	担当者	名前 電話
施設	使用施設情報	使用日	使用時間	内訳
			開始 終了	小計 加減率
設備・備品・その他	備品設備名	使用日	使用時間	内訳
			開始 終了	小計 加減率

理由	
----	--

使用料 10円未満切り上げ	円	徴収額 (加減率適用後)	円
10%対象計	円	(内、消費税額	円)
8%対象計	円	(内、消費税額	円)

上記の申請内容を適当と認め許可する。

使用許可書兼納入通知書

多賀城市教育委員会

次のとおり施設の使用を許可します。

使用目的							
使用団体名						利用者番号	
申請者		名前 住所 電話					
施設	使用施設情報	使用日	使用時間		内訳	小計	加減率
			開始	終了			
設備・備品・その他	備品設備名	使用日	使用時間		内訳	小計	加減率
			開始	終了			
備考							

次の金額を納入してください。

		登録番号	多賀城市長		
担当課	担当課コード	令和 年度	一般会計	款 項 目 節 細 節	
使用料 10円未満切り上げ	円	徴収額 (加減率適用後)	円		
10%対象計	円	(内、消費税額	円)		
8%対象計	円	(内、消費税額	円)		
納入期限	年 月 日				

納付場所
多賀城市指定金融機関
多賀城市収納代理金融機関

使用料返還申請書

多賀城市長 殿

下記の理由により使用料の返還を受けたいので申請します。

団体名				利用者番号			
申請者	名前 住所 電話						
施設	使用施設情報	使用日	使用時間		内訳	小計	加減率
			開始	終了			
設備・備品・その他	備品設備名	使用日	使用時間		内訳	小計	加減率
			開始	終了			

理由							
----	--	--	--	--	--	--	--

使用料 10円未満切り上げ	円	徴収額 (加減率適用後)	円
収納額	円	還付額	円
10%対象計	円	(内、消費税額	円)
8%対象計	円	(内、消費税額	円)

上記の申請内容を適当と認め還付する。

使用料減免申請書

多賀城市教育委員会 殿

次のとおり使用料の減免を受けたいので申請します。

団体名					利用者番号		
申請者	名前 住所 電話						
施設	使用施設情報	使用日	使用時間		内訳	小計	加減率
			開始	終了			
設備・備品・その他	備品設備名	使用日	使用時間		内訳	小計	加減率
			開始	終了			

理由							
----	--	--	--	--	--	--	--

使用料 10円未満切り上げ	円	徴収額 (加減率適用後)	円
10%対象計	円	(内、消費税額	円)
8%対象計	円	(内、消費税額	円)

上記の申請内容を適当と認め減免する。

(多賀城市民会館条例施行規則の一部改正)

第2条 多賀城市民会館条例施行規則(昭和62年多賀城市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「使用許可書(様式第2号)」を「使用許可書兼納入通知書(様式第2号)」に改める。

第14条第1項各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

この場合において、免除する額に10円未満の端数が生じたときは、その端数は、切り捨てる。

様式第1号から様式第4号までを次のように改める。

使用許可申請書

多賀城市教育委員会 殿

次のとおり使用したいので申請します。

団体名					利用者番号		
申請者	名前 住所 電話				担当者	名前 電話	
施設	使用施設情報	使用日	使用時間		内訳	小計	加減率
			開始	終了			
設備・備品・その他	備品設備名	使用日	使用時間		内訳	小計	加減率
			開始	終了			

理由	
----	--

使用料 10円未満切り上げ	円	徴収額 (加減率適用後)	円
10%対象計	円	(内、消費税額	円)
8%対象計	円	(内、消費税額	円)

上記の申請内容を適当と認め許可する。

使用許可書兼納入通知書

多賀城市教育委員会

次のとおり施設の使用を許可します。

使用目的							
使用団体名						利用者番号	
申請者		名前 住所 電話					
施設	使用施設情報	使用日	使用時間		内訳	小計	加減率
			開始	終了			
設備・備品・その他	備品設備名	使用日	使用時間		内訳	小計	加減率
			開始	終了			
備考							

次の金額を納入してください。

		登録番号	多賀城市長			
担当課	担当課コード	令和 年度	一般会計	款 項 目 節 細 節		
使用料 10円未満切り上げ	円	徴収額 (加減率適用後)	円			
10%対象計	円	(内、消費税額	円)			
8%対象計	円	(内、消費税額	円)			
納入期限	年 月 日					

納付場所

多賀城市指定金融機関

多賀城市収納代理金融機関

使用料返還申請書

多賀城市長 殿

下記の理由により使用料の返還を受けたいので申請します。

団体名		利用者番号				
申請者	名前 住所 電話					
施設	使用施設情報	使用日	使用時間 開始 終了	内訳	小計	加減率
設備・備品・その他	備品設備名	使用日	使用時間 開始 終了	内訳	小計	加減率

理由	
----	--

使用料 10円未満切り上げ	円	徴収額 (加減率適用後)	円
収納額	円	還付額	円
10%対象計	円	(内、消費税額	円)
8%対象計	円	(内、消費税額	円)

上記の申請内容を適当と認め還付する。

使用料減免申請書

多賀城市教育委員会 殿

次のとおり使用料の減免を受けたいので申請します。

団体名				利用者番号			
申請者		名前 住所 電話					
施設	使用施設情報	使用日	使用時間		内訳	小計	加減率
			開始	終了			
設備・備品・その他	備品設備名	使用日	使用時間		内訳	小計	加減率
			開始	終了			

理由	
----	--

使用料 10円未満切り上げ	円	徴収額 (加減率適用後)	円
10%対象計	円	(内、消費税額	円)
8%対象計	円	(内、消費税額	円)

上記の申請内容を適当と認め減免する。

(多賀城市体育施設条例施行規則の一部改正)

第3条 多賀城市体育施設条例施行規則(平成17年多賀城市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項を次のように改める。

3 第1項に規定する利用許可申請書は、利用許可申請書(様式第1号)によるものとする。

第2条第4項中「多賀城市体育施設特別設備等承認願(様式第4号)」を「体育施設特別設備等承認願(様式第2号)」に改める。

第3条第1項を次のように改める。

指定管理者は、前条第1項本文に規定する申請を適当と認めるときは、利用許可書兼請求書(様式第3号)により許可するものとする。

第3条第3項中「多賀城市体育施設特別設備等承認書(様式第8号)」を「体育施設特別設備等承認書(様式第4号)」に改める。

第8条第3項中「多賀城市体育施設利用料金減免申請書(様式第9号)」を「利用料金減免申請書(様式第5号)」に改める。

様式第1号を次のように改める。

利用許可申請書

指定管理者 殿

次のとおり利用したいので申請します。

	団体名				利用者番号		
	申請者	名前 住所 電話				担当者	名前 電話
施設	利用施設情報	利用日	利用時間		内訳	小計	加減率
			開始	終了			
設備・備品・その他	備品設備名	利用日	利用時間		内訳	小計	加減率
			開始	終了			

理由	
----	--

利用料 10円未満切り上げ	円	徴収額 (加減率適用後)	円
10%対象計	円	(内、消費税額	円)
8%対象計	円	(内、消費税額	円)

上記の申請内容を適当と認め許可する。

様式第 2 号及び様式第 3 号を削る。

様式第 4 号中「多賀城市体育施設特別設備等承認願」を「体育施設特別設備等承認願」に、「体育施設に特別の設備」を「体育施設に（特別の設備を設置・物品を搬入）」に改め、同号を様式第 2 号とする。

様式第 5 号を次のように改め、同号を様式第 3 号とする。

利用許可書兼納入通知書

指定管理者

次のとおり施設の利用を許可します。

利用目的							
利用団体名						利用者番号	
申請者		名前 住所 電話					
施設	利用施設情報	利用日	利用時間		内訳	小計	加減率
			開始	終了			
設備・備品・その他	備品設備名	利用日	利用時間		内訳	小計	加減率
			開始	終了			
備考							

次の金額を納入してください。

登録番号

指定管理者

利用料 10円未満切り上げ	円	徴収額 (加減率適用後)	円
10%対象計	円	(内、消費税額	円)
8%対象計	円	(内、消費税額	円)
納入期限	年 月 日		

様式第 6 号及び様式第 7 号を削る。

様式第 8 号中「多賀城市体育施設特別設備等承認書」を「体育施設特別設備等承認書」に、「特別の設備」を「（特別の設備の設置・物品の搬入）」に改め、同号を様式第 4 号とする。

様式第 9 号を次のように改め、同号を様式第 5 号とする。

利用料減免申請書

指定管理者 殿

次のとおり利用料の減免を受けたいので申請します。

	団体名		利用者番号				
	申請者	名前 住所 電話					
施設	利用施設情報	利用日	利用時間 開始 終了		内訳	小計	加減率
設備・備品・その他	備品設備名	利用日	利用時間 開始 終了		内訳	小計	加減率

理由	
----	--

利用料 10円未満切り上げ	円	徴収額 (加減率適用後)	円
10%対象計	円	(内、消費税額	円)
8%対象計	円	(内、消費税額	円)

上記の申請内容を適当と認め減免する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に残存する帳票類は、当分の間、必要な調整を行い、使用することができる。

議案第5号関係資料

多賀城市公民館管理規則等の一部を改正する規則新旧対照表

第1条の規定による改正（多賀城市公民館管理規則の一部改正）

新	旧
<p>多賀城市公民館管理規則 昭和52年3月25日 多賀城市教育委員会規則第2号</p>	<p>多賀城市公民館管理規則 昭和52年3月25日 多賀城市教育委員会規則第2号</p>
<p>第1条～第4条 略 (使用許可)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 教育委員会は、前項の申請を適当と認めるときは、<u>使用許可書兼納入通知書(様式第2号)</u>により許可するものとする。</p> <p>第6条～第11条 略 (使用料の減免)</p> <p>第12条 条例第9条に規定する特別の理由は、次の各号に掲げるとおりとし、免除する額は、使用料(使用料に設備器具使用料等が含まれている場合は、当該設備器具使用料等を除く。)に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。<u>この場合において、免除する額に10円未満の端数が生じたときは、その端数は、切り捨てる。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>第13条～第18条 略</p> <p>附則 略</p> <p>別表 略</p> <p><u>様式第1号</u> 別紙のとおり</p> <p><u>様式第2号</u> 別紙のとおり</p> <p><u>様式第3号</u> 別紙のとおり</p> <p><u>様式第4号</u> 別紙のとおり</p>	<p>第1条～第4条 略 (使用許可)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 教育委員会は、前項の申請を適当と認めるときは、<u>使用許可書(様式第2号)</u>により許可するものとする。</p> <p>第6条～第11条 略 (使用料の減免)</p> <p>第12条 条例第9条に規定する特別の理由は、次の各号に掲げるとおりとし、免除する額は、使用料(使用料に設備器具使用料等が含まれている場合は、当該設備器具使用料等を除く。)に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>第13条～第18条 略</p> <p>附則 略</p> <p>別表 略</p> <p><u>様式第1号</u> 別紙のとおり</p> <p><u>様式第2号</u> 別紙のとおり</p> <p><u>様式第3号</u> 別紙のとおり</p> <p><u>様式第4号</u> 別紙のとおり</p>

使用許可申請書

多賀城市教育委員会 殿

次のとおり使用したいので申請します。

団体名					利用者番号		
申請者		名前 住所 電話			担当者	名前 電話	
施設	使用施設情報	使用日	使用時間		内訳	小計	加減率
			開始	終了			
設備・備品・その他	備品設備名	使用日	使用時間		内訳	小計	加減率
			開始	終了			

理由	
----	--

使用料 10円未満切り上げ	円	徴収額 (加減率適用後)	円
10%対象計	円	(内、消費税額	円)
8%対象計	円	(内、消費税額	円)

上記の申請内容を適当と認め許可する。

様式第1号(第5条関係)

公民館使用許可申請書

多賀城市教育委員会 殿	年月日
申請者 住所 氏名 電話	
代表者 住所 氏名 電話	

下記のとおり使用したいので許可されるよう申請します。

使用年月日 明細状態	施設 使用内容	基本料金

上記のとおり許可する。

決 裁 欄	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
-------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

新

様式第2号(第5条関係)

年 月 日

使用許可書兼納入通知書

多賀城市教育委員会

次のとおり施設の使用を許可します。

使用目的							
使用団体名				利用者番号			
申請者		名前		住所		電話	
施設	使用施設情報	使用日	使用時間		内訳	小計	加減率
			開始	終了			
設備・備品・その他	備品設備名	使用日	使用時間		内訳	小計	加減率
			開始	終了			
備考							

次の金額を納入してください。

登録番号

多賀城市長

担当課	担当課コード	令和 年度	一般会計	款 項 目 節 細 節
使用料 10円未満切り上げ	円	徴収額 (加減率適用後)	円	円
10%対象計	円	(内、消費税額	円)	
8%対象計	円	(内、消費税額	円)	
納入期限	年 月 日			

納付場所

多賀城市指定金融機関

多賀城市収納代理金融機関

使用料返還申請書

多賀城市長 殿

下記の理由により使用料の返還を受けたいので申請します。

団体名				利用者番号			
申請者	名前 住所 電話						
施設	使用施設情報	使用日	使用時間		内訳	小計	加減率
			開始	終了			
設備・備品・その他	備品設備名	使用日	使用時間		内訳	小計	加減率
			開始	終了			

理由							
----	--	--	--	--	--	--	--

使用料 10円未満切り上げ	円	徴収額 (加減率適用後)	円
収納額	円	還付額	円
10%対象計	円	(内、消費税額	円)
8%対象計	円	(内、消費税額	円)

上記の申請内容を適当と認め還付する。

使用料減免申請書

多賀城市教育委員会 殿

次のとおり使用料の減免を受けたいので申請します。

団体名		利用者番号										
申請者	名前 住所 電話											
施設	使用施設情報	使用日	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">使用時間</th> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">開始</td> <td style="width: 50%;">終了</td> </tr> <tr> <td style="height: 50px;"></td> <td></td> </tr> </table>	使用時間		開始	終了			内訳	小計	加減率
	使用時間											
開始	終了											
設備・備品・その他	備品設備名	使用日	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">使用時間</th> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">開始</td> <td style="width: 50%;">終了</td> </tr> <tr> <td style="height: 50px;"></td> <td></td> </tr> </table>	使用時間		開始	終了			内訳	小計	加減率
	使用時間											
開始	終了											

理由	
----	--

使用料 10円未満切り上げ	円	徴収額 (加減率適用後)	円
10%対象計	円	(内、消費税額	円)
8%対象計	円	(内、消費税額	円)

上記の申請内容を適当と認め減免する。

様式第4号(第12条関係)

公民館使用料減免申請書

多賀城市教育委員会 殿		年月日
申請者 住所		
氏名		
電話		
代表者 住所		
氏名		
電話		
下記の理由により使用料の減免を受けたいので申請します。		
使用年月日 明細状態	施設 使用内容	基本料金
【理由】		
上記の申請内容を適当と認め減免する。		
決 裁 欄		

第2条の規定による改正（多賀城市民会館条例施行規則の一部改正）

新	旧
<p>多賀城市民会館条例施行規則 昭和62年3月31日 多賀城市教育委員会規則第6号</p> <p>第1条～第5条 略 (使用許可)</p> <p>第6条 教育委員会は、前条の申請を適当と認めるときは、<u>使用許可書兼納入通知書(様式第2号)</u>により許可するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>第7条～第13条 略 (使用料の減免)</p> <p>第14条 条例第7条に規定する特別の理由は、次の各号に掲げるとおりとし、免除する額は、使用料（使用料に設備器具使用料等が含まれている場合は、当該設備器具使用料等を除く。）に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。<u>この場合において、免除する額に10円未満の端数が生じたときは、その端数は、切り捨てる。</u></p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>第15条～第21条 略</p> <p>附則 略</p> <p>別表 略</p> <p><u>様式第1号</u> 別紙のとおり <u>様式第2号</u> 別紙のとおり <u>様式第3号</u> 別紙のとおり <u>様式第4号</u> 別紙のとおり</p>	<p>多賀城市民会館条例施行規則 昭和62年3月31日 多賀城市教育委員会規則第6号</p> <p>第1条～第5条 略 (使用許可)</p> <p>第6条 教育委員会は、前条の申請を適当と認めるときは、<u>使用許可書(様式第2号)</u>により許可するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>第7条～第13条 略 (使用料の減免)</p> <p>第14条 条例第7条に規定する特別の理由は、次の各号に掲げるとおりとし、免除する額は、使用料（使用料に設備器具使用料等が含まれている場合は、当該設備器具使用料等を除く。）に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>第15条～第21条 略</p> <p>附則 略</p> <p>別表 略</p> <p><u>様式第1号</u> 別紙のとおり <u>様式第2号</u> 別紙のとおり <u>様式第3号</u> 別紙のとおり <u>様式第4号</u> 別紙のとおり</p>

使用許可申請書

多賀城市教育委員会 殿

次のとおり使用したいので申請します。

団体名					利用者番号		
申請者		名前 住所 電話			担当者	名前 電話	
施設	使用施設情報	使用日	使用時間 開始 終了		内訳	小計	加減率
設備・備品・その他	備品設備名	使用日	使用時間 開始 終了		内訳	小計	加減率

理由	
----	--

使用料 10円未満切り上げ	円	徴収額 (加減率適用後)	円
10%対象計	円	(内、消費税額	円)
8%対象計	円	(内、消費税額	円)

上記の申請内容を適当と認め許可する。

様式第1号(第5条関係)

多賀城市民会館使用許可申請書

多賀城市教育委員会 殿 申請者 住所 氏名 電話 代表者 住所 氏名 電話 次のとおり使用したいので申請します。	年月日										
使用年月日 明細状態	施設 使用内容	基本料金									
上記のとおり許可する。	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;"> 決 裁 欄 </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	決 裁 欄									
決 裁 欄											

新

様式第2号(第6条関係)

年 月 日

使用許可書兼納入通知書

多賀城市教育委員会

次のとおり施設の使用を許可します。

使用目的							
使用団体名				利用者番号			
申請者	名前 住所 電話						
施設	使用施設情報	使用日	使用時間		内訳	小計	加減率
			開始	終了			
設備・備品・その他	備品設備名	使用日	使用時間		内訳	小計	加減率
			開始	終了			
備考							

次の金額を納入してください。

登録番号

多賀城市長

担当課	担当課コード	令和 年度	一般会計	款 項 目 節 細 節
使用料 10円未満切り上げ	円	徴収額 (加減率適用後)	円	円
10%対象計	円	(内、消費税額	円)	
8%対象計	円	(内、消費税額	円)	
納入期限	年 月 日			

納付場所

多賀城市指定金融機関

多賀城市収納代理金融機関

様式第2号(第6条関係)

多賀城市民会館使用許可書

使用者	住所 氏名 電話	年月日
代表者	住所 氏名 電話	
多賀城市教育委員会		
次のとおり許可する。		
使用年月日 明細状態	施設 使用内容	基本料金
【理由】	理由の記入欄	基本料金

使用料返還申請書

多賀城市長 殿

下記の理由により使用料の返還を受けたいので申請します。

団体名		利用者番号				
申請者	名前 住所 電話					
施設	使用施設情報	使用日	使用時間 開始 終了	内訳	小計	加減率
設備・備品・その他	備品設備名	使用日	使用時間 開始 終了	内訳	小計	加減率

理由	
----	--

使用料 10円未満切り上げ	円	徴収額 (加減率適用後)	円
収納額	円	還付額	円
10%対象計	円	(内、消費税額	円)
8%対象計	円	(内、消費税額	円)

上記の申請内容を適当と認め還付する。

使用料減免申請書

多賀城市教育委員会 殿

次のとおり使用料の減免を受けたいので申請します。

団体名		利用者番号	
申請者	名前 住所 電話		
施設	使用施設情報	使用日	使用時間 開始 終了
			内訳
			小計
			加減率
設備・ 備品・ その他	備品設備名	使用日	使用時間 開始 終了
			内訳
			小計
			加減率

理由	
----	--

使用料 10円未満切り上げ	円	徴収額 (加減率適用後)	円
10%対象計	円	(内、消費税額	円)
8%対象計	円	(内、消費税額	円)

上記の申請内容を適当と認め減免する。

様式第4号(第14条関係)

多賀城市民会館使用料減免申請書

多賀城市教育委員会 殿	年月日
申請者 住所	
氏名	
電話	
代表者 住所	
氏名	
電話	

次のとおり使用料の減免を受けたいので申請します。

使用年月日 明細状態	施設 使用内容	基本料金

【理由】		

上記の申請内容を適当と認め減免する。

決裁欄						
-----	--	--	--	--	--	--

第3条の規定による改正（多賀城市体育施設条例施行規則の一部改正）

新	旧
<p>多賀城市体育施設条例施行規則 平成17年3月7日 多賀城市教育委員会規則第6号</p> <p>第1条 略 (利用の手続)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第1項に規定する利用許可申請書は、利用許可申請書（様式第1号）によるものとする。</u></p> <p>4 体育施設を専用利用しようとする者が当該体育施設の利用に当たって特別の設備を設置し、又は物品を搬入しようとする場合には、<u>体育施設特別設備等承認願（様式第2号）</u>を前項に定める利用許可申請書と併せて提出しなければならない。 (利用許可等)</p> <p>第3条 <u>指定管理者は、前条第1項本文に規定する申請を適当と認めたときは、利用許可書兼請求書（様式第3号）により許可するものとする。</u></p>	<p>多賀城市体育施設条例施行規則 平成17年3月7日 多賀城市教育委員会規則第6号</p> <p>第1条 略 (利用の手続)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第1項に規定する利用許可申請書は、次の各号に掲げる体育施設の区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。</u> (1) <u>多賀城市総合体育館 多賀城市総合体育館利用許可申請書（様式第1号）</u> (2) <u>多賀城市市民プール 多賀城市市民プール利用許可申請書（様式第2号）</u> (3) <u>多賀城市市民テニスコート 多賀城市市民テニスコート利用許可申請書（様式第3号）</u></p> <p>4 体育施設を専用利用しようとする者が当該体育施設の利用に当たって特別の設備を設置し、又は物品を搬入しようとする場合には、<u>多賀城市体育施設特別設備等承認願（様式第4号）</u>を前項に定める利用許可申請書と併せて提出しなければならない。 (利用許可等)</p> <p>第3条 <u>指定管理者は、前条第1項本文に規定する申請を適当と認めたときは、次の各号に掲げる体育施設の区分に応じ、当該各号に定める許可書により許可するものとする。</u> (1) <u>多賀城市総合体育館 多賀城市総合体育館利用許可書（様式第5号）</u> (2) <u>多賀城市市民プール 多賀城市市民プール利用許可書（様式第6号）</u> (3) <u>多賀城市市民テニスコート 多賀城市市民テニスコート利用許可書（様式第7号）</u></p>

2 略

3 指定管理者は、前条第4項に規定する承認願を適当と認めるときは、体育施設特別設備等承認書（様式第4号）により承認するものとする。

4 略

第4条～第7条 略

（利用料金の減免）

第8条 略

2 略

3 第1項の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、利用料金減免申請書（様式第5号）を利用しようとする体育施設の利用許可申請書に添えて指定管理者に提出しなければならない。

第9条・第10条 略

附則 略

別表 略

様式第1号 別紙のとおり

様式第2号 別紙のとおり

様式第3号 別紙のとおり

様式第4号 別紙のとおり

様式第5号 別紙のとおり

2 略

3 指定管理者は、前条第4項に規定する承認願を適当と認めるときは、多賀城市体育施設特別設備等承認書（様式第8号）により承認するものとする。

4 略

第4条～第7条 略

（利用料金の減免）

第8条 略

2 略

3 第1項の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、多賀城市体育施設利用料金減免申請書（様式第9号）を利用しようとする体育施設の利用許可申請書に添えて指定管理者に提出しなければならない。

第9条・第10条 略

附則 略

別表 略

様式第1号 別紙のとおり

様式第2号 別紙のとおり

様式第3号 別紙のとおり

様式第4号 別紙のとおり

様式第5号 別紙のとおり

様式第6号 別紙のとおり

様式第7号 別紙のとおり

様式第8号 別紙のとおり

様式第9号 別紙のとおり

利用許可申請書

指定管理者 殿

次のとおり利用したいので申請します。

団体名		利用者番号				
申請者		担当者				
名前 住所 電話		名前 電話				
施設	利用施設情報	利用日	利用時間 開始 終了	内訳	小計	加減率
設備・ 備品・ その他	備品設備名	利用日	利用時間 開始 終了	内訳	小計	加減率

理由	
----	--

利用料 10円未満切り上げ	円	徴収額 (加減率適用後)	円
10%対象計	円	(内、消費税額	円)
8%対象計	円	(内、消費税額	円)

上記の申請内容を適当と認め許可する。

様式第1号(第2条関係)

多賀城市総合体育館利用許可申請書

指定管理者 殿	年月日
申請者 住所	
氏名	
電話	
代表者 住所	
氏名	
電話	

多賀城市総合体育館を利用したいので、次のとおり申請します。

利用年月日 明細状態	施設 利用内容	基本料金

上記の申請内容を適当と認め許可する。

決裁欄					
-----	--	--	--	--	--

新

新

様式第3号(第2条関係)

多賀城市市民テニスコート利用許可申請書

指定管理者 殿	年月日	
申請者 住所		
氏名		
電話		
代表者 住所		
氏名		
電話		
多賀城市市民テニスコートを利用したいので、次のとおり申請します。		
利用年月日 明細状態	施設 利用内容	基本料金
上記の申請内容を適当と認め許可する。		
決 裁 欄		

新

様式第2号(第2条関係)

体育施設特別設備等承認願

年 月 日

指定管理者 殿

住所 _____

申請者 団体名 _____

代表者名 _____

電話(_____)

体育施設に（特別の設備を設置・物品を搬入）したいので、次のとおり承認願います。

利 用 目 的	
利 用 日 時	年 月 日 時 分～ 年 月 日 時 分
利 用 場 所	
着 手 ・ 持 込 日 時	年 月 日 時 分
撤 去 日 時	年 月 日 時 分
概 要	
器具持込の場合 はその名称・ 規模数量等	
備考(特別設備の略図等)	

上記内容を適当と認め承認する。

				承認年月日	年 月 日
--	--	--	--	-------	-------

様式第4号(第2条関係)

多賀城市体育施設特別設備等承認願

年 月 日

指定管理者 殿

住所 _____
 申請者 団体名 _____
 代表者名 _____
 電話(_____)

体育施設に特別の設備を _____ したいので、次のとおり承認願います。

利 用 目 的	
利 用 日 時	年 月 日 時 分 ~ 年 月 日 時 分
利 用 場 所	
着 手 ・ 持 込 日 時	年 月 日 時 分
撤 去 日 時	年 月 日 時 分
概 要	
器具持込の場合 はその名称・ 規模数量等	
備考(特別設備の略図等)	

上記内容を適当と認め承認する。

				承認年月日	年 月 日

新

利用許可書兼納入通知書

指定管理者

次のとおり施設の利用を許可します。

利用目的								
利用団体名					利用者番号			
申請者		名前 住所 電話						
施設	利用施設情報	利用日	利用時間		内訳	小計	加減率	
			開始	終了				
設備・備品・その他	備品設備名	利用日	利用時間		内訳	小計	加減率	
			開始	終了				
備考								

次の金額を納入してください。

登録番号

指定管理者

利用料 10円未満切り上げ	円	徴収額 (加減率適用後)	円
10%対象計	円	(内、消費税額	円)
8%対象計	円	(内、消費税額	円)
納入期限	年 月 日		

様式第5号(第3条関係)

多賀城市総合体育館利用許可書

	利用者 住所		年月日
	氏名 電話		
	代表者 住所		
	氏名 電話		
	指定管理者		
多賀城市総合体育館の利用について、次のとおり許可します。			
利用年月日 明細状態	施設 利用内容	基本料金	
【理由】			

新

新

新

様式第4号(第3条関係)

体育施設特別設備等承認書

年 月 日

殿

指定管理者

先に願いのあった(特別の設備の設置・物品の搬入)について、次のとおり承認します。

利 用 目 的	
利 用 日 時	年 月 日 時 分～ 年 月 日 時 分
利 用 場 所	
着手・持込日時	年 月 日 時 分
撤 去 日 時	年 月 日 時 分
概 要	
器具持込の場合 はその名称・ 規模数量等	
承認条件	

様式第8号(第3条関係)

多賀城市体育施設特別設備等承認書

年 月 日

殿

指定管理者

先に願いのあった特別の設備 _____ について、次のとおり承認します。

利 用 目 的	
利 用 日 時	年 月 日 時 分 ~ 年 月 日 時 分
利 用 場 所	
着 手 ・ 持 込 日 時	年 月 日 時 分
撤 去 日 時	年 月 日 時 分
概 要	
器具持込の場合 はその名称・ 規模数量等	
承認条件	

利用料減免申請書

指定管理者 殿

次のとおり利用料の減免を受けたいので申請します。

団体名				利用者番号			
申請者		名前 住所 電話					
施設	利用施設情報	利用日	利用時間		内訳	小計	加減率
			開始	終了			
設備・備品・その他	備品設備名	利用日	利用時間		内訳	小計	加減率
			開始	終了			

理由	
----	--

利用料 10円未満切り上げ	円	徴収額 (加減率適用後)	円
10%対象計	円	(内、消費税額	円)
8%対象計	円	(内、消費税額	円)

上記の申請内容を適当と認め減免する。

議案第6号

職員の人事について

このことについて、別紙のとおり発令する。

令和6年3月21日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦